

滋賀県林地開発審査基準

(平成 14 年 4 月 1 日伺定)

(令和 5 年 3 月 31 日改正)

第 1 趣旨

この審査基準は、申請により求められた森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 2 に規定する開発行為の許可の可否を同条第 2 項および第 3 項の規定に従って判断するために必要とされる基準を行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条の規定により定めるものとする。

第 2 開発に当たっての基本事項

森林は、災害・水害の防止、水源の涵養、環境の保全など多面的な機能を有しており、それらを通して県民生活の安定および地域社会の健全な発展に寄与している。

このため、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき開発行為の許可を受けようとする者（以下「事業者」という。）は、地域社会にとって災害・水害の防止、水源の涵養、環境の保全を図る上で極めて重要な役割を有する森林については、開発行為を極力避けることや開発面積を可能な限り小さくすることを検討し、開発を行う場合にあっては森林が有する役割を認識し、森林の機能を阻害しないよう十分留意すること。

また、事業者は、事業計画策定の初期段階から地域住民等関係者に対し事業計画を周知し、事業実施にあたっては住民の生活に悪影響を及ぼさないよう十分配慮すること。

第 3 手続上の要件

1 事業の確実性

許可の申請書および添付書との記載事項等が下記の要件を全て満たすこと。

(1) 計画内容の具体性

開発行為に関する計画の内容が具体的であり、許可を受けた後、遅滞なく開発行為を行うことが明らかであること。

(2) 開発行為に関する同意

ア 原則として、開発行為に係る森林の区域内について、行為の妨げとなる権利（所有権、小作権、地上権、賃借権、質権、（根）抵当権、先取特権等を有する者のほか、土地が保全処分の対象となっている場合には、その保全処分をした者をいう。）を有する全員の同意を得ていること。

イ 上記アについて、全員の同意を許可申請時点で得ることについて合理的理由により困難な場合は、開発行為に係る森林につき、開発行為の妨げとなる権利を有する全ての者の 3 分の 2 以上の者から同意を得ており、その他の者についても同意を得ることが確実であると認められること。なお、この場合の「3 分の 2 以上」については権利者数割りならびに権利者に係る土地面積割りの両方を満たすことを要す。

ウ 開発行為に係る重要な防災施設が地域森林計画の対象森林以外に設置される計画の際は、当該土地の権原を有する者の同意を得ていること。

(3) 他法令の許認可の状況

ア 事業の実施について他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分がなされているかの確認または当該申請に係る申請の状況が確認できること。また、行政庁の処分以外に、環境影響評価法（平成9年法律第81号）または地方公共団体の条例等に基づく環境影響評価手続の対象となる場合には、その手続の状況の確認もできること。

イ 立地に係る法令等にあつては、許認可の基準に適合するよう関係部局と十分に協議すること。

(4) 申請者の信用

ア 法人については法人登記事項証明書・定款等により、当該事業を行うことができること。具体的な内容については、滋賀県林地開発許可事務取扱要領（以下「県要領」という。）別表第1による。

イ 貸借対照表上、債務超過の状態となっていないこと。ただし、当該事業に係る資金について予め確保されていると認められる場合は除く。

(5) 申請者の資金力

ア 金融機関による預貯金残高証明、融資証明等により、当該開発行為を行うのに必要な資金力を有していることが明らかであること。また、金融機関以外の融資証明による場合は係る証明者の資力等が十分であること。なお、証明書等は原本による提出を原則とし、やむを得ずその写しによる提出がなされた場合は森林整備事務所等担当者による原本確認済みである旨の印のあるものとする。

イ 資金の調達方法が営業収入等によってまかなわれる場合は、先行して実施される用地費および防災工事費についての別途預金残高証明書等により資金証明がなされていること。

ウ 上記が困難な場合には、申請時に、事業者の資金計画書に加え、金融機関から事業者への関心表明書を提出し、着手前に融資証明書を提出することを許可条件に付す。

(6) 施行者の能力の確認

開発許可申請者と施行者が異なる場合には、施行者による防災措置の確実な実施を担保する観点から、防災措置を講じるために必要な能力があることを証する書類の提出を求める。具体的な内容については、県要領別表第1による。

また、申請時点で防災施設の施行者が決定していない場合等当該書類を提出することが困難な場合には、申請時に施行者の決定方法や時期、求める施行能力について記載した書類の提出を求めるとともに、着手前までに正規の関係書類を提出することについて確約書を提出することを許可条件に付す。

2 対象となる開発行為の一体性

(1) 開発行為に係る土地の面積が、当該開発行為の目的実現のため必要最小限度の面積であること（法令等によって面積の基準が設けられている場合には、これを参酌していることが明らかであること。）

(2) 開発行為の規模は、開発行為の許可制の対象となる森林における土地の形質を変更する行為で、実施主体、実施時期または実施個所の相違に関わらず一定性を有するものの規模をいい、総合的に判断する。なお、開発行為の一体性については、別表「一体性の判断基準表」

により判断を行う。

3 計画の期間等

(1) 計画が大規模なもので長期にわたるものについては、全体計画との関連が明らかであり、その全体計画が林地開発許可の許可基準に適合するものであること。

なお、1ヘクタール（太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5ヘクタール）を超えない開発行為であっても、全体計画の開発行為が1ヘクタール（太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5ヘクタール）を超える場合や、1ヘクタール（太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5ヘクタール）を超えない開発行為を行った後に、引き続き隣接する森林において開発を行い、全体で1ヘクタール（太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5ヘクタール）を越える際には林地開発許可が必要となる。

(2) 長期にわたる計画にあっては、次のように工期を切って申請されていること。

ア 原則として、許可後5年以内に開発行為が完了する範囲で申請されていること。

イ 岩石の採取の場合は、認可に基づく工期とする。

ウ 砂利の採取の場合は、砂利採取法第16条の認可の期限に関わらず3年程度の全体計画を許可の対象工期とする。

エ その他、土の採取については、原則として砂利または岩石の採取の場合の工期を越えないものとする。

4 跡地利用計画

(1) 開発行為により森林を他の土地利用に一時的に転用する場合は、利用後における原状回復等の事後措置（造林等の実施による森林への復旧）が適切に行われることが明らかであること。

「原状回復後の措置」とは、開発行為が行われる以前の原状に回復することを固守することではなく、造林の実施等を含めて従来 of 効用を回復するための措置をいう。

(2) 跡地利用計画が森林および農地以外のものである場合は、残置または造成される森林等の割合および配置が許可基準に適合するものであること。

5 周辺地の生活・産業活動に対する影響

(1) 開発行為により、公共施設等に付替えの必要がある場合には、その施行が明らかであること。また、周辺の地域の森林施業に著しい支障を及ぼす恐れがないように適切な配慮がされていること。「適切な配慮」とは、例えば、開発行為により道路が分断される場合には、代替道路の設置計画が明らかであり、開発行為の対象箇所の奥地における森林施業に支障を及ぼすことのないように配置されていることなどが該当する。

(2) 開発行為に係る事業の目的に即して土地利用が行われることによって周辺の地域における住民の生活および産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないように適切な配慮がなされていること。例えば、地域住民の生活への影響を考え、開発行為に係る事業の実施に伴い地域住民の生活環境の保全を図る必要がある場合には、申請者が地方公共団体等と環境の保全に関する協定を締結していること等が該当する。

6 施設等の管理

- (1) 残置または造成される森林等については、原則として申請者が権原を有し、将来にわたり保全に努めるとともに、その区域が「残置森林等の維持管理に関する誓約書」または地方公共団体との間で維持管理について協定が締結されていることなどにより担保されるものであること。
- (2) 開発目的が別荘、住宅、工場団地等において、残置または造成した森林等については原則分譲されないものとする。やむを得ず開発後分譲される場合であっては、分譲地内の森林等の適正な管理が担保されるものであること。
- (3) 開発行為に伴い、新設あるいは改良された道路、水路および調整池等の管理方法が明確であり、かつ、必要期間担保されるものであること。

第4 災害の防止（森林法第10条の2第2項第1号関係）

1 適用範囲

- (1) 住宅等の建築物の建設を前提とした造成事業（以下「宅地造成事業」という。）については、都市計画法第33条第1項第3号および第7号の基準ならびに宅地造成等規制法第9条の基準により行うものとして差し支えない。
- (2) 土石の採掘の場合は、原則として岩石および砂利採取計画認可申請要領の基準によるほか、本基準によること。
- (3) その他の事業については、本基準によること。

2 土工量

- (1) 開発行為は、原則として現地形にそって行われること。また、開発行為による土砂の移動量は、必要最小限であることが明らかであること。
- (2) その利用形態からみて土砂の移動が周辺に及ぼす影響が比較的大きいと認められる事業の土工量は、それぞれ次に掲げるとおりであること。
 - ア スキー場の滑走コースに係る切土は原則行わないこととし、切土を行う区域はスキーヤーの安全性の確保等やむを得ないと認められる場合に限るものとし、切土量は、1ヘクタールあたりおおむね1,000立方メートル以下
 - イ ゴルフ場の造成に係る切土量および盛土量は、それぞれ18ホールあたりおおむね200万立方メートル以下
- (3) 搬出入土を生ずる場合には搬出入先が明記されており適切な処置がなされることが明らかにされていること。

3 切土

(1) 工法等

- ア 切土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること。
- イ 切土を行った後に法面を生ずるときは、その法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じ小段または排水施設の設置その他の措置が講ぜられること。

ウ 次の技術的基準により行っていること。

- (ア) 切土は、原則として階段状に行う等法面の安定が確保されること。
- (イ) 土石の落下による下斜面等の荒廃を防止する必要がある場合には、柵工等を実施されていること。
- (ウ) 大規模な切土を行う場合には、融雪、豪雨等により災害が起きないように、工事時期、工法等に配慮されていること。
- (エ) 法面の勾配は、地質、土質、切土高、気象および近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。
- (オ) 土砂の切土高が 10 メートルを超える場合には、原則として高さ 5 メートルないし 10 メートル毎に小段が設置されるほか、必要に応じて排水施設が設置される等崩壊防止の措置を講じていること。
- (カ) 切土を行った後の地盤にすべりやすい土質の層がある場合には、杭打ち、その他の措置を講じていること。

(2) 勾配

切土法面の勾配が(1)ウ(エ)よることが困難かまたは適当でない場合で、次のアまたはイに該当する場合は擁壁の設置その他法面崩壊防止の措置を講じていること。(図-1、2、3)

ア 人家、学校、道路等に近接し、かつ、切土法面の勾配が 30 度より急で、かつ、高さが 2 メートルを超える場合。ただし、次の場合は除く。

(ア) 硬岩盤の場合

(イ) 土質が〔表-1〕の土質欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が A 欄の角度以下の場合

(ウ) 土質が〔表-1〕の土質欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が A 欄の角度を超え、B 欄の角度以下のもので、その高さが 5 メートル以下の場合。

この場合において、(イ)に該当する法面の部分により上下に分離された法面があるときは、(イ)に該当する法面は存在せず、その上下の法面は連続しているものとみなす。

(図-4)

イ 溪流等により法面が浸食されまたは崩壊するおそれがある場合。

表-1 切土法面の勾配と擁壁

土 質	A	B
	擁壁等を要しない勾配の上限	擁壁等を要する勾配の下限
軟岩(風化の著しいものを除く) 図-1	60 度(約 1 : 0.6)	80 度(約 1 : 0.2)
風化の著しい岩 図-2	40 度(約 1 : 1.2)	50 度(約 1 : 0.9)
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、 その他これに類するもの 図-3	35 度(約 1 : 1.5)	45 度(約 1 : 1.0)

図-1

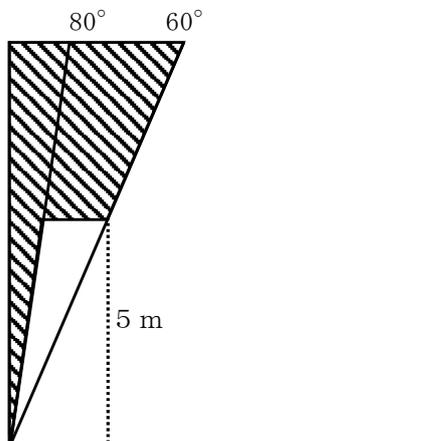


図-3

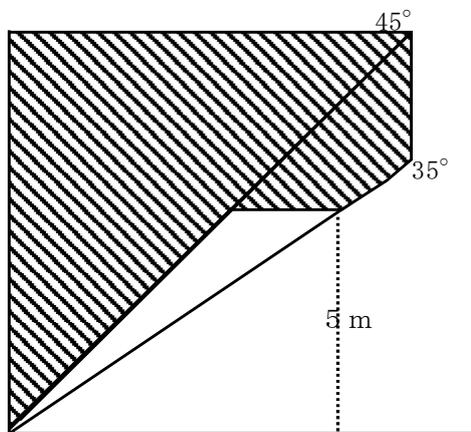


図-2

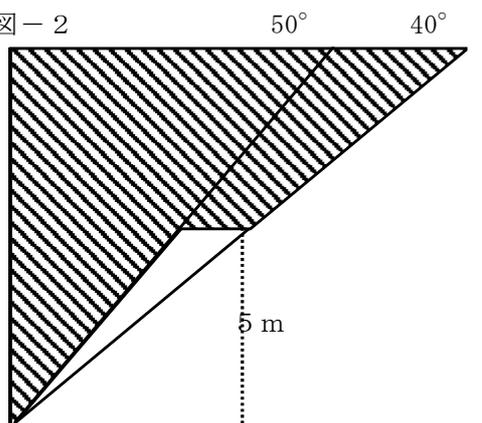
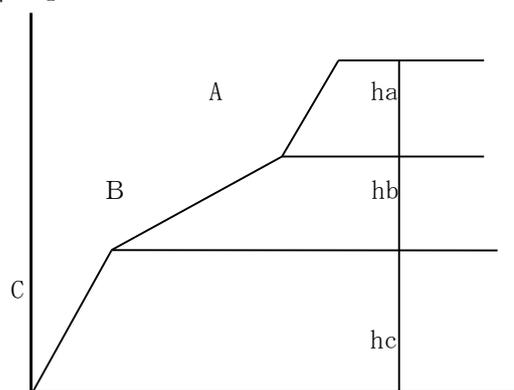


図-4



(3) 法面保護

- ア 切土を行った後の法面が雨水、溪流等により浸食されるおそれがある場合には、法面保護の措置が講ぜられること。
- イ 法面保護は「林道技術基準」（平成 10 年 3 月 4 日付け 9 林野基第 812 号林野庁長官通達）、「治山技術基準」（昭和 46 年 3 月 27 日付け 46 林野治第 648 号林野庁長官通達）および次の技術的基準により行っていること。
 - (ア) 植生による保護（実播工、伏工、筋工、植栽工等）を原則とし、植生による保護が適さない場合または植生による保護だけでは法面の浸食を防止できない場合には人工材料による適切な保護（吹付工、張工、法枠工、柵工、網工等）が行われること。
 - (イ) (ア)の工種は土質、気象条件等を考慮して決定し、適期に施工されること。
 - (ウ) 表面水、湧水、溪流等により法面が浸食されまたは崩壊するおそれがある場合には、排水施設または擁壁等の措置が講ぜられること。この場合における擁壁の構造は 6 によるものであること。

4 盛土

(1) 工法等

ア 盛土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること。

イ 盛土を行った後に法面を生ずるときは、その法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じ小段または排水施設の設置その他の措置が講ぜられること。

ウ 次の技術的基準により行っていること。

(ア) 盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分締め固めを行うこと。

(イ) 一層の仕上がり厚は、30センチメートル以下とし、その層ごとに締め固めが行われるとともに、必要に応じて雨水その他の地表水または地下水を排除するための排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。

(ウ) 土石の落下による下斜面等の荒廃を防止する必要がある場合には、柵工等を実施すること。

(エ) 法面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象および近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。なお、盛土高がおおむね1.5メートルを超える場合には、勾配が35度以下であること。

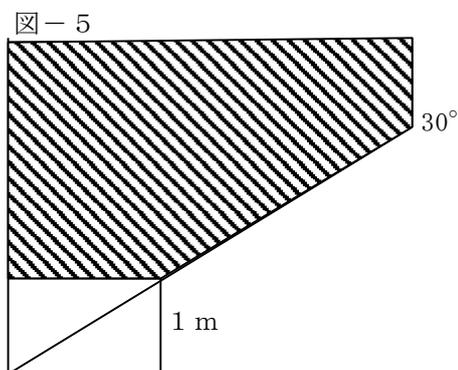
(オ) 盛土高が5メートルを超える場合には、原則として5メートル毎に小段が設置されるほか、必要に応じて排水施設が設置される等崩壊防止の措置が講ぜられること。

(カ) 盛土がすべり、ゆるみ、沈下または崩壊するおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入替え、埋設工の施工、排水施設の設置等の措置が講ぜられること。

(2) 法面崩壊防止

盛土法面の勾配が(1)ウ(エ)によることが困難かまたは適当でない場合で、次に該当する場合は擁壁の設置その他法面崩壊防止の措置を講じていること。

ア 人家、学校、道路等に近接し、かつ、盛土により生ずる法面の勾配が30度より急で、かつ高さが1メートルを超える場合(図-5)



(3) 法面保護

ア 盛土を行った後の法面が雨水、溪流等により浸食されるおそれがある場合には、法面保護

の措置が講ぜられること。

イ 法面保護の技術的基準は、切土の場合に準じること。

5 捨土（残土処分）

(1) 工法等

ア 捨土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること。

イ 捨土を行った後に法面を生ずるときは、その法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じ小段または排水施設の設置その他の措置が講ぜられること。

ウ 次の技術的基準により行っていること。

(ア) 捨土は土捨場を設置し、土砂の流出防止措置を講じること。この場合の土捨場の位置は、急傾斜地、湧水の生じている箇所等を避け、人家または公共施設との位置関係を考慮のうえ選定されていること。

(イ) 法面の勾配の設定、小段の設置、排水施設の設置等は盛土に準じて行い、土砂の流出のおそれがないこと。

(2) 法面保護

ア 捨土を行った後の法面が雨水、溪流等により浸食されるおそれがある場合には、法面保護の措置が講ぜられること。

イ 法面保護の技術的基準は、切土の場合に準じること。

6 擁壁

擁壁の構造は次によること。

(1) 土圧、水圧および自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。

(2) 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。この場合における安全率は1.5以上であること。

(3) 土圧等によって擁壁が滑動されないこと。この場合における安全率は1.5以上であること。

(4) 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

(5) 擁壁には、その裏面の排水を良くするため、適正な水抜穴が設けられていること。

7 土砂流出防止の措置

(1) 開発行為に伴い相当量の土砂が流出する等の下流地域に災害が発生するおそれがある区域が事業区域（開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。以下同じ。）に含まれる場合には、開発行為に先行して十分な容量および構造を有するえん堤の設置、森林の残置等の措置が適切に講じられていることが明らかであること。

(2) えん堤等の技術的基準は次によること。

ア えん堤等の容量は、次の(ア)及び(イ)により算定された開発行為に係る土地の区域からの流出土砂量を貯砂することができるものであること。

(ア) 開発行為の施工期間中における流出土砂量は、開発行為に係る土地の区域1ヘクタールあたり1年間に、特に目立った表面浸食のおそれが見られない場合では200立方メートル、脆弱な土壌で全面的に浸食のおそれが高い場合では600立方メートル、それ以外の場合で

は400立方メートルとするなど、地形、地質、気象等を考慮のうえ適切に定められたものであること。

(イ) 開発行為の終了後において、地形、地被状態等からみて、地表が安定するまでの期間（概ね3年）に相当量の土砂の流出が想定される場合は、別途積算されていること。

なお、この積算にあたっては、〔表-2〕を参考としてもよい。

イ えん堤等の設置箇所は、極力土砂の流出地点に近接した位置であること。

ウ えん堤等の構造は、「治山技術基準」（林野庁長官通達）を満たしていること。

エ 「災害が発生するおそれがある区域」については〔表-3〕に掲げる区域を含む土地の範囲とし、その考え方については、災害の特性を踏まえ、以下に掲げる（ア）から（イ）を目安に現地の荒廃状況に応じて整理すること。なお、〔表-3〕に掲げる区域外であっても、同様のおそれがある区域については「災害が発生するおそれがある区域」に含むことができる。

(ア) 山腹崩壊や急傾斜地の崩壊、地すべりに関する区域については土砂災害防止法の土砂災害警戒区域の考え方を基本とすること。

(イ) 土石流に関する区域については、土石流の発生の危険性が認められる溪流を含む流域全体を基本とすること。

表-2 流出土砂量

地 表 の 状 態	1ヘクタールあたりの流出土砂量（立方メートル/年）
裸地	200～600
草地	15
建築物・アスファルト舗装	1.5
林地	1

表-3

区域の名称	根拠とする法令等
砂防指定地	砂防法
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
地すべり防止区域	地すべり等防止法
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
災害危険区域	建築基準法
山腹崩壊危険地区	山地災害危険地区調査要領
地すべり危険地区	
崩壊土砂流出危険地区	

オ なだれ危険箇所点検調査要領に基づくなだれ危険個所に係る森林を事業個所に含む場合についても、開発区域に先行して周囲へのなだれ防止措置について検討し、必要な措置を講じること。

カ 上記の検討結果を整理し、必要な措置の内容について滋賀県林地開発許可事務取扱要領別表

第1の計画書に必要な事項を記載すること。

8 排水施設

- (1) 排水施設は、立地条件等を勘案して、その目的および必要性に応じた堅固で耐久力を有する構造であり、漏水が最小限度となるよう措置されていること。
- (2) 排水施設のうち暗渠である構造の部分には、維持管理上必要な柵またはマンホールの設置等の措置が講ぜられていること。
- (3) 放流によって地盤が洗掘されるおそれがある場合には、水叩きの設置その他の措置が適切に講ぜられていること。
- (4) 排水施設は、排水量が少なく土砂の流出または崩壊を発生させるおそれがない場合を除き、排水を河川等または他の排水施設等まで導くように計画されていること。
- (5) 河川等または他の排水施設等に排水を導く場合には、増加した流水が河川等または他の排水施設等の管理に及ぼす影響を考慮するため、当該河川等または他の排水施設等の管理者の同意を得ているものであること。特に、用水路等を経由して河川等に排水を導く場合には、当該施設の管理者の同意に加え、当該施設が接続する下流の河川等において安全に流下できるように併せて当該河川等の管理者の同意を得ているものであること。
- (6) 排水施設の能力および構造は次の技術的基準によること。

ア 断面は次によること。

(ア) 計画流量の排水が可能になるよう余裕をみて定められていること。この場合における断面は、計画流量の1.2倍以上の排水が可能であること。

(イ) 計画流量の算定は、原則として次によること。

a 流量の算定

$$Q = V \cdot A$$

Q：流量(m³/sec)

V：流速(m/sec)

A：通水断面(m²)

b 流速の算定

$$V = \frac{1}{n} \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$$

n：粗度係数(表-3による)

R：径深=A/q (m)

q：潤辺長

I：水路勾配

表-3 粗度係数

河道の状況	粗度係数	河道の状況	粗度係数
コンクリート管渠	0.015～	コンクリート三面張河道	0.015～
ブロック・石積護岸河道	0.02～0.03	天然護岸河道(直線部)	0.02～0.035
		(湾曲部)	0.04～0.05

雨水流出量の算定

原則として次式により算出されていること。ただし、降雨量と流出量の関係が別途高い精度で求められている場合には、単位図法等によって算出することができる。

f : 流出係数 (表-4による)

r : 設計雨量 (mm/hr)

A : 集水区域面積 (ha)

$$Q = \frac{1}{360} \cdot f \cdot r \cdot A$$

表-4 流出係数

地表状態	浸透能小 (山岳地)	浸透能中 (丘陵地)	浸透能大 (平地)
林地	0.6~0.7	0.5~0.6	0.3~0.5
草地	0.7~0.8	0.6~0.7	0.4~0.6
耕地	—	0.7~0.8	0.5~0.7
裸地	1.0	0.9~1.0	0.8~0.9

- (a) 流出係数 f については〔表-4〕を用い集水域全体を地表状態の面積により加重平均すること。
- (b) 設計降雨強度は、次の(c)による単位時間内の10年確率で想定される降雨強度とされていること。ただし、人家等の人命に関わる保全対象が事業区域に隣接している場合など排水施設の周囲にいつ水した際に保全対象に大きな被害を及ぼすことが見込まれる場合については、20年確率で想定される降雨強度を用いるほか、水防法（昭和24年法律だい193号）第15条第1項第4号のロ又は土砂災害防止法第8条第1項第4号でいう要配慮者利用施設等の災害発生時の避難に特別の配慮が必要となるような重要な保全対象がある場合には、30年確率で想定される降雨強度を用いること。
- (c) 単位時間は、到達時間を勘案して定めた〔表-5〕を参考として用いられていること。

表-5

流域面積	単位時間
50ヘクタール以下	10分
100ヘクタール以下	20分
500ヘクタール以下	30分

(参考) 滋賀県確率降雨強度式：10年確率

383.4⁺

$$r_{10} = \frac{383.4}{t^{0.5} - 0.1246}$$

20年確率

441.3^μ

$r_{20} =$

$t^{0.5} - 0.5372^{\mu}$

30年確率

523.7^μ

$r_{30} =$

$t^{0.5} - 0.4547^{\mu}$

単位時間	10年確率雨量強度	20年確率雨量強度	30年確率雨量強度
10分	126.3	168.2	193.5
20分	88.2	112.2	130.4
30分	71.7	89.4	104.3

イ 雨水のほか土砂等の流入が見込まれる場合又は排水施設の設置個所からみていつ水による影響の大きい場合にあつては、排水施設の断面は、必要に応じてアに定めるものより大きく定められていること。

ウ 洪水調整池の下流に位置する排水施設については、洪水調整池からの放流量を安全に流下させることができる断面とすること。

9 仮設防災等

(1) 仮設防災施設の設置等

工事の着手は、防災工事から着手することが原則であるが、防災工事施工中においても土砂の流出が見込まれる場合は、仮設沈砂池、柵工等により、区域外への土砂流出防止等を行っていること。また、災害の防止のために必要なえん堤、排水施設、洪水調整池等について仮設の防災施設を設置する場合には、全体の施行工程において具体的な個所及び施工時期を明らかにするとともに、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行うこと。

(2) 土石採取等において段階的に防災施設を拡大していく場合においては、形質変更区域の拡大と防災施設の拡大の時期的関係を明らかにされていること。

(3) 静砂垣等の設置等

飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣または落石もしくはなだれ防止柵の設置その他の措置を適切に講じていること。

なお、この場合の技術的細則については、林道必携、道路土工指針等を参考とされていること。

(4) 防災施設の維持管理

開発行為の完了後においても整備した排水施設や洪水調整池等が十分に機能が発揮できるよう土砂の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法について明らかにすること。

第5 水害の防止（森林法第10条の2第2項第1号の2関係）

1 適用範囲

- (1) 宅地造成事業については、原則として都市計画法第 33 条第 1 項第 3 号の基準および宅地造成等規制法第 9 条の基準により行っていること。
- (2) 土石の採掘の場合は、原則として滋賀県土木交通部砂防課「採石、砂利採取技術の手引き」および滋賀県土木交通部河港課「開発に伴う雨水排水計画基準(案)」によるほか、本基準によること。
- (3) その他の事業については滋賀県土木交通部河港課「開発に伴う雨水排水計画基準(案)」および「1 ha 未満の小規模な開発に伴う雨水排水計画(案)」によるほか、本基準によること。

2 洪水調整池等の設置

開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、当該開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池の設置その他の措置が以下の基準により講じられることが明らかであるとともに、その設置について河川管理者の同意を得ているものであること。

(1) 容量の基準

ア 洪水調節容量は、下流における流下能力を考慮の上、「開発行為を行う下流のうち 30 年確率（ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には 50 年確率を用いることができる）で想定される降雨強度におけるピーク流量の増加率が 1 % 以上の範囲の中で、そのピーク流量を流下させることのできない地点」のうち、開発行為による影響を最も強く受ける地点を選定し、当該地点での 30 年確率（ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には 50 年確率を用いることができる）で想定される開発後のピーク流量が当該地点における流下能力に相当する流量（許宥放流量）以下にまで調節できるものであること。なお、ピーク流量算定は当該地域において適合度の高い算式（適当な算式がない場合はラショナル式とする）を用いられていること。

(a) ピーク流量を流下させることのできない地点の選定

「開発行為を行う下流のうち 30 年確率（ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には 50 年確率）で想定される降雨強度におけるピーク流量の増加率が 1 % 以上の範囲の中で、そのピーク流量を流下させることのできない地点」の選定に際しては、河川管理者の同意を得ること。

(b) 洪水調整池の直接の排水先が普通河川（河川法適用河川（河川法第 3 条の 1 級河川および 2 級河川）または河川法準用河川（河川法第 100 条により河川法の規定を準用する河川）以外の河川をいう。）であっても、下流部の「30 年確率（ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には 50 年確率を用いることができる）で想定されるピーク流量を流下させることのできない地点」が河川法適用河川または河川法準用河川である場合には、当該河川管理者と協議、調整をすること。

(c) 洪水調整池の容量算出について以下の簡便式によることとするが、貯留追跡計算法（厳密解法）にておこなっても差し支えない。

$$V = \left(r^i - \frac{r^c}{2} \right) \cdot t^i \cdot f \cdot A \cdot \frac{1}{360}$$

V : 必要調整容量 (m³)

r^i : 任意の継続時間 (t^i) に対応する降雨強度 (mm/r)

r^c : 許容放流量に対応する降雨強度 (mm/r)

f : 開発後の流出係数

A : 調整池の集水区域面積 (ha)

降雨確率は以下のものを用いる。

(イ) 暫定

開発後 5 年以内に河川改修が完了するか、あるいは一時的 (例 : 土石採取) な開発であるもの。

30 年確率

滋賀県確率降雨強度式 : 30 年確率

$$r_{30} = \frac{523.7}{t^{0.5} - 0.4547}$$

(ロ) 恒久

50 年確率

滋賀県確率降雨強度式 : 50 年確率

$$r_{50} = \frac{638.0}{t^{0.5} - 0.3590}$$

(参考)

	30 年確率雨量強度	50 年確率雨量強度
10 分	193.5	227.6
20 分	130.4	155.2
30 分	104.3	124.7

イ 開発行為の施行期間中における洪水調整池の堆砂量を見込む場合にあつて、開発行為に係る土地の区域 1 ha 当たり 1 年間に、特に目立った表面浸食のおそれが見られないときには 200m³、脆弱な土壌で全面的に浸食のおそれが高いときには 600m³、それ以外の時には 400m³ とするなど、流域の地形、地質、土地利用の状況等に応じて必要な堆砂量を見込むこと。

(2) 余水吐の能力

コンクリートダムにあつては 100 年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の 1.2 倍以上、フィルダムにあつてはコンクリートダムのその 1.2 倍以上のものであること。

(3) 洪水調節の方式

原則として自然放流方式であること。浸透型流出促成施設として整備をする場合については、滋賀県土木交通部河港課「開発に伴う雨水排水計画基準(案)」第 5 編浸透型流出抑制施設

の設置要領(案)によるものとするが、根部や原地形が傾斜地である箇所、地すべり地形である箇所又は盛土を行った箇所等浸透した雨水が土砂の流出・崩壊を助長するおそれがある箇所には設置しないこと。

(4) 洪水調整池の設計

ア 下流狭窄部の調査

(ア) 下流河川等の狭窄部（3箇所以上）における流下能力を、その地点の断面および勾配を測定し算出されていること。

$$Q = v \cdot a$$

Q：下流河川等の流下能力（m³/sec）

v：下流河川等の流速（m/sec）[マニング公式で算出すること]

a：下流河川等の断面（m²）

(イ) 調査をする範囲は、その地点における開発中および開発後の30年確率雨量（ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には50年確率を用いることができる）により想定される無調節のピーク流量が、開発前の30年確率雨量（ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には50年確率を用いることができる）により想定される無調節のピーク流量に比較して1%以上増加する範囲（開発面積の100倍以上の流域を有する範囲）とされていること。

なお、それ以外でも、河川等の管理者が必要があると認めた場合は、その範囲の調査も行っていること。

(ウ) ピーク流量は次式により算出されていること。

$$Q_i = \frac{1}{360} \cdot f_i \cdot r_{30} \cdot A_i$$

Q_i：i地点でのピーク流量（m³/sec）

f_i：i地点の集水区域内の開発後の流出係数

r₃₀：i地点での30年確率で想定される降雨強度（mm/hr）

A_i：i地点の集水面積（ha）

50年確率で想定される雨量強度を用いる場合は次式

$$Q_i = \frac{1}{360} \cdot f_i \cdot r_{50} \cdot A_i$$

r₅₀：i地点での50年確率で想定される降雨強度（mm/hr）

イ 地点の決定

調査結果に基づき、当該開発行為による影響を最も強く受ける地点（以下「当該地点」という。）を決定し、当該地点における許容放流量により洪水調整池を設計されていること。

なお、当該地点の選定にあたっては、当該地点の河川等の管理者の同意を得ること。

ウ 許容放流量

当該選定地点（X）における許容放流量は次式により算定されていること。

$$q_{xpc} = \frac{Q_x}{A_x} \cdot a - q_d$$

q_{xpc} : X地点における許容放流量 (m³/sec)

Q_x : X地点での安全に流下させることのできるピーク流量 (m³/sec)

a : 洪水調整池の集水区域の面積 (ha)

A_x : X地点の集水区域の面積 (ha)

q_d : 直接放流量 (m³/hr) (調整池の集水域に含まれない区域から流出する量)

エ 降雨強度

「許容放流量に対応する降雨強度」は次式により算出されていること。

$$r_c = Q_{rc} \cdot \frac{360}{f \cdot A}$$

r_c : 許容放流量に対応する降雨強度 (mm/hr)

Q_{rc} : 調整池の許容放流量 (m³/sec)

f : 開発後の流出係数

A : 調整池の集水区域面積 (ha)

オ 必要容量

必要容量は、算出した調整池容量に加え、別途当該調整池に流入する土砂の堆砂量を見込んだ容量とすること。なお、この場合、原則として沈降深度を1メートルとすること。

調整池は、立地条件等を勘案して、その目的および必要性に応じた堅固で耐久力を有する構造であり、漏水が最小限度となるよう措置されていること。

カ 放流孔

放流孔から放流される流量は以下の算式により算出されていること。

(ア) $H \leq 1.2D$ の場合

$$Q = (1.7 \sim) 1.8 B \cdot H^{3/2}$$

(イ) $H \geq 1.8D$ の場合

$$Q = C \cdot B \cdot D \cdot \{2g(H-D)/2\}^{1/2}$$

(ウ) $1.2D < H < 1.8D$ の場合

この区間のQは、 $H = 1.2D$ でのQと $H = 1.8D$ でのQを用いて、直線近似した値とする

Q : 放流孔からの放流量 (m³/sec)

H : 水面からの放流孔底までの水深 (m)

C : 流量係数 (ベルマウスを有するとき : $C = 0.85 \sim 0.9$

ベルマウスを有しないとき : $C = 0.6$)

B : 放流孔の幅 (m)

H : 放流孔の高さ (m)

g : 重力加速度 (9.8m/sec²)

キ 余水吐

(ア) 100年確率の洪水流量は、次式により算出されていること。

$$Q_{100} = \frac{1}{360} \cdot f \cdot r_{100} \cdot A$$

Q_{100} : 洪水流量 (m³/sec)

f : 開発後の流出係数

r_{100} : 100年確率の設計降雨強度 (mm/hr)

A : 集水区域面積 (ha)

(イ) 余水吐の設計上の洪水流量は、次式により算出されていること。

$$Q'_{100} = C' \cdot Q_{100}$$

Q'_{100} : 余水吐の設計上の洪水流量 (m³/sec)

C' : 安全率 (コンクリートダムにあってはC'=1.2、フィルダムにあってはC'=1.44とされていること。)

Q_{100} : 100年確率の洪水流量 (m³/sec)

(ウ) 余水吐の流量は、次のいずれかの式により算出することとし、原則として越流水深に余裕高 (0.6メートル以上) を見込んで設計されていること。

$$(1) \quad Q_{100} = C \cdot L \cdot H^{3/2}$$

Q'_{100} : 余水吐の流量 (越流量) (m³/sec)

C : 流量係数 (=1.8)

L : 余水吐の越流幅 (m)

H : 余水吐の越流水深 (m)

$$(2) \quad Q'_{100} = \frac{2}{15} \cdot C \cdot H \cdot \sqrt{2 \cdot g \cdot H} (3B_0 + 2B_1)$$

Q'_{100} : 余水吐の流量 (越流量) (m³/sec)

C : 越流係数 (0.6)

g : 重力加速度 (9.8m/sec²)

H : 越流水深 (m)

B₀ : 余水吐の底長 (m) 2メートル以上とする。

B₁ : 越流水面長 (m)

第6 水の確保 (森林法第10条の2第2項第2号関係)

1 代替措置

他に適地がない等によりやむをえず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときには、貯水池または導水路の設置その他の措置をすること。その場合には、

取水する水源に係る河川管理者等の同意を得ている等水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれのないものであること。

2 水質の悪化防止

周辺における水利用の実態等からみて、土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池または沈殿池の設置、その他の措置が講ぜられていること。

沈砂池、沈殿池等は、立地条件等を勘案して、その目的および必要性に応じた堅固で耐久力を有する構造であり、漏水が最小限度となるよう措置されていること。

第7 環境の保全（森林法第10条の2第2項第3号関係）

1 森林または緑地の残置または造成

開発行為をしようとする森林の区域（開発行為に係る土地の区域及び当該土地に介在し又は隣接して残置することとなる森林又は緑地で開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。以下同じ。）に開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地の利用の実態等に応じ相当面積を残置し、もしくは造成する森林又は緑地（以下「残置森林等」という。）の配置が適切に行われることが明らかであること。残置森林等の考え方は次の（1）から（3）に掲げるとおりとする。

- (1) 相当面積の残置森林等の配置については、森林又は緑地を現況のまま保全することを原則とし、やむを得ず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には、可及的速やかに伐採前の植生に回復を図ることを原則とし森林又は緑地が造成されるものであること。

森林の配置については、森林を残置することを原則とし、極力基準を上回る林帯幅で適正に配置することとし、森林の造成は、土地の形質を変更することがやむを得ないと認められる箇所に限って適用する。

この場合において、残置森林等の面積の事業区域内の森林面積に対する割合は、表-6の「事業区域内において残置し、もしくは造成する森林又は緑地」の割合によること。

また残置森林等は、表-6の「森林の配置等」により開発行為の規模及び地形に応じて、事業区域内の周辺部及び施設等の間に適切に配置されていること。

なお、表-6に掲げる開発行為の目的以外の開発行為については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然的条件等に応じ、表-6に準じて適切に配置されていること。

- (2) 道路の新設もしくは改築または畑地等の造成の場合であって、その土地の利用実態からみて森林を残置しまたは造成することが困難または不適當であると認められるときは、森林の残置または造成が行われないこととして差し支えない。
- (3) 野生動物による苗木の食害等により造成森林や緑地の維持に支障がある場合は、獣害対策が講ぜられていること。

表-6 森林の配置等

開発行為の目的	事業区域内において残置し、または造成する森林または緑地の割合	森林の配置等
別荘の造成	残置森林率はおおむね 60 パーセント以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林または造成森林を配置する。 2 1 区画の面積はおおむね 1,000 平方メートル以上とし、建物敷等の面積はそのおおむね 30 パーセント以下とする。
スキー場の造成	残置森林率はおおむね 60 パーセント以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林または造成森林を配置する。 2 滑走コースの幅はおおむね 50 メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね 100 メートル以上の残置森林を配置する。 3 滑走コースの上、下部に設けるグレンデ等は 1 箇所あたりおおむね 5 ヘクタール以下とする。また、グレンデ等と駐車場との間には幅おおむね 30 メートル以上の残置森林または造成森林を配置する。
ゴルフ場の造成	<ol style="list-style-type: none"> 1 残置森林率はおおむね 40 パーセント以上とする。 2 森林率はおおむね 50 パーセント以上とする。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林または造成森林（残置森林は原則としておおむね 20 メートル以上）を配置する。 2 ホール間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林または造成森林（残置森林はおおむね 20 メートル以上）を配置する。
宿泊施設、レジャー施設の設置	<ol style="list-style-type: none"> 1 残置森林率はおおむね 40 パーセント以上とする。 2 森林率はおおむね 50 パーセント以上とする。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林または造成森林を配置する。 2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね 40 パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。 3 レジャー施設の開発行為に係る 1 箇所あたりの面積はおおむね 5 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林または造成森林を配置する。
土石等の採掘		<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林または造成森林を配置する。 2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化および植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。

工場、事業場の設置	森林率はおおむね 25 パーセント以上とする。	<p>1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林または造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。</p> <p>2 開発行為に係る 1 箇所あたりの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林または造成森林を配置する。</p>
住宅団地の造成	森林率（緑地を含む）はおおむね 20 パーセント以上とする。	<p>1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林または造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。</p> <p>2 開発行為に係る 1 箇所あたりの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林または造成森林・緑地を配置する。</p>

(注)

- 1 「残置森林率」とは、残置森林（残置する森林）のうち若齢林（15 年生以下の森林）を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。これは、森林を残置することの趣旨からして森林機能が十全に発揮されるに至らないものを同等に扱うことが適切でないことによる。
- 2 「森林率」とは、事業区域内の森林の面積に対する残置森林及び造成森林（植栽により造成する森林であって硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。）の面積の割合をいう。この場合、森林以外の土地に造林する場合も対象として差し支えないが、土壌条件、植栽方法、本数等からして林叢状態を呈しないものと見込まれるものは対象としないものとする。
- 3 住宅団地の造成に係る「緑地」とは、公園または広場の緑地、緑地帯、緑道、隣棟間緑地、コモンガーデン、法面緑地等で、原則として樹木が植栽されている区域をいい、土壌条件、植栽方法、本数等からして林叢状態を呈していないと見込まれる土地についても対象とすることができる。植栽本数については、2 樹木の植栽 表一 7 を基準とするが、低木の場合の植栽本数は、1 ヘクタールあたり 2,000 本とする。
- 4 開発行為の目的欄の分類は次のとおりとする。
 - (1) ゴルフ場とは、地方税法等によるゴルフ場の定義の施設をいう。ただし、それ以外の施設であっても、利用形態等が通常のゴルフ場と認められる場合はこれに含める。
 - (2) 別荘地とは、保養等非日常的な用途に供する家屋等を集団的に設置しようとする土地をいう。
 - (3) 宿泊施設とは、ホテル、旅館、民宿、ペンション、保養所等専ら宿泊の用に供する施設およびその付帯施設をいう。なお、リゾートマンション、コンドミニアム等所有者等が複数となる建築物等もこれに含め取扱う。
 - (4) レジャー施設とは、総合運動公園、遊園地、動・植物園、サファリパーク、レジャーランド等の体験娯楽施設、ゴルフ練習場（ゴルフ場と一体のものを除く）その他の観光、保養等の用に供する施設をいう。また、企業の福利厚生施設については、その施設の用途に係る開発行為の目的の基準を運用するものとする。
 - (5) 土石等の採掘には、残土処分場もこれに含める。
 - (6) 工場、事業場とは、製造、加工処理、流通等産業活動に係る施設をいうが、学校教育施設、病院、廃棄物処理施設、再生可能エネルギー施設等もこれに含める。
- 5 「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキーヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。

2 樹木の植栽

造成森林については、必要に応じ植物の生育に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じ、森林機能が早期に回復、発揮されるよう地域の自然的条件に適する原則として高木性樹木を、表-7を標準として均等に分布するよう植栽すること。なお、修景効果を併せ期待する造成森林にあっては、できるだけ大きな樹木を植栽するよう努めること。

なお、住宅団地、宿泊施設等の間、ゴルフ場のホール間等で修景効果を併せ期待する森林を造成する場合には、できるだけ大きな樹木を植栽するよう努めるものとし、樹種の特長、土壌条件等を勘案し、植栽する樹木の規格に応じ1ヘクタール当たり500本から1000本の範囲で植栽本数を定めることとして差し支えないものとする。

表-7 植栽本数の標準

植栽時の樹高	植栽本数 (1ヘクタールあたり)	摘要
1メートル	2,000本	住宅団地、宿泊施設の間またはゴルフ場のホール間等で修景効果や保健休養機能の発揮等を併せ期待する場合であって、植栽条件が良好な場合はこの限りでない。
2メートル	1,500本	
3メートル	1,000本	

3 区域区分

- (1) 1事業区域内に異なる開発目的に区分される複数の施設が設置される場合には、それぞれの施設ごとに区域区分を行い、それぞれの開発行為の目的別の基準を適用する。この場合、残置森林等は区分された区域ごとに配置すること。施設の配置計画等からみてやむを得ないと認められる場合には、施設の区域界におおむね30メートルの残置森林を配置するものとする。
- (2) 工場、事業場および住宅団地の「1箇所あたりの面積」とは、当該施設またはその集団を設置するための開発行為に係る土地の区域面積を指すものとする。

4 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等からの周辺の植生の保全等

騒音・粉じん等の著しい環境の緩和、風害等から周辺の植生の保全等の必要がある場合には、開発行為をしようとする森林の区域内の適切な個所に必要な森林の残置または必要に応じた造成が行われることが明らかであること。

「周辺の植生の保全等」には、貴重な動植物の保護を含むものとする。また、「必要に応じた造成」とは、必要に応じて複層林を造成する等安定した群落を造成することを含むものとする。

5 景観の維持

景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされており、特に市街地・主要道路等から景観を維持する必要がある場合には、開発行為により生ずる法面を極力縮小するとともに、小段間の高さを低くしたり、中段に広めの小段を設け、客土をしたうえで植栽する等可能な限り法面の緑化を図り、また開発行為に係る事業により設置される施設の周辺に森林を残

置しもしくは造成または木竹を植栽する等森林を設置する等対策が講ぜられていること。

特に土砂の採取、道路の開設等の開発行為について景観の維持上問題が生じている事例が見受けられることから、開発行為の対象地（土捨場を含む）の選定、法面の縮小又は緑化、森林の残置または造成、木竹の植栽等の措置が講ぜられること。

6 残置森林等の維持管理

残置森林等が善良に維持管理されることが明らかであること。残置森林等については、申請者が権原を有していることを原則とし、地方公共団体との間で残置森林等の維持管理につき協定が締結されていることが望ましいが、この場合において、開発行為をしようとする森林の区域内に残置し又は造成した森林については、原則として将来にわたり保全に努めるものとし保安林制度等の適切な運用によりその保全又は形成に努めること。

また、事業区域内に残置し又は造成した森林については、地域森林計画の対象とすることを原則とする。さらに、残置し又は造成した森林が市町村森林整備計画において適切な公益的機能別施業森林区域に設定されることが望ましい。事業者においては、市町等との維持管理協定等の締結、除間伐等の保育、疎林地への植栽等適切な施業の実施等を行うものとする。

さらに、残置森林率等の基準は、施設の増設、改良を行う場合にも適用されるものであり、事業者から施設の増設等に係る開発許可の申請があった場合は、残置森林等の面積等が基準を下回らないと認められるものに限るものとする。

なお、別荘地の造成等開発行為の完了後に売却・分譲等が予定される開発における残置森林等については、分譲後もその機能が維持されるよう適切に管理すべきことを売買契約に当たって明記すること。

第8 太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為について

太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為については、第1から第7までによるほか、以下によること。

1 事業終了後の措置について

太陽光発電事業終了後の土地利用の計画が立てられており、太陽光発電事業終了後に開発区域について原状回復等の事後措置を行うこととしている場合は、植栽等、設備撤去後の必要な措置を講じるとともに、土地所有者の間で締結する当該土地使用に関する契約に、太陽光発電事業終了後、原状回復等する旨を盛り込むこと。

2 災害を発生させるおそれに関する事項

(1) 自然斜面への設置について

太陽光発電施設を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が30度以上である場合には、土砂の流出または崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁または排水施設等の防災施設を確実に設置すること。

ただし、太陽光発電施設を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層

がある場合は、その層を排除した上で、防災施設を確実に設置すること。

なお、自然斜面の平均傾斜度が 30 度未満である場合でも、土砂の流出または崩壊その他の災害防止の観点から、必要に応じて、適切な防災施設を設置すること。

(2) 排水施設の断面および構造等について

太陽光パネルの表面が平滑で一定の斜度があり。雨水が集まりやすいなどの太陽光発電施設の特性を踏まえ、太陽光パネルから直接地表に落下する雨水等の影響を考慮する必要があることから、雨水等の排水施設の断面および構造については、次のとおりとする。

ア 排水施設の断面について

地表が太陽光パネル等の不透透性の材料で覆われる箇所については、第 4 の 8 の表 4 によらず、排水施設の計画に用いる雨水流出量の算出に用いる流出係数は次の表を参考にして定められていること。浸透能は、地形、地質、土壌等の条件によって決定されるものであるが、おおむね、山岳地域は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸透能大として差し支えない。

地表状態\区分	浸透能小	浸透能中	浸透能大
太陽光パネル等	1. 0	0. 9～1. 0	0. 9

イ 排水施設の構造等について

排水施設の構造等については、第 4 の 8 の規定に基づくほか、表面流を安全に下流へ流下させるための排水施設の設置等の対策が適切に講ぜられていること。

また、表面侵食に対しては、地表を流下する表面流を分散させるために必要な柵工、筋工等の措置および地表を保護するために必要な伏工等による植生の導入や物理的な被覆の措置が適切に講ぜられていること。

3 残置し、もしくは造成する森林または緑地について

開発行為をしようとする森林の区域に残置し、もしくは造成する森林または緑地の面積の、事業区域（開発行為をしようとする森林または緑地その他の区域をいう。）内の森林面積に対する割合および森林の配置等は、開発行為の目的が太陽光発電施設の設置である場合は、第 7 の 1 (2) の表 6 によらず、以下の表のとおりとすること。

開発行為の目的	事業区域内において残置し、もしくは造成する森林または緑地の割合	森林の配置等
太陽光発電施設の設置	森林率はおおむね 25 パーセント（残置森林率はおおむね 15 パーセント）以上とする。	1 原則として周辺部に残置森林を配置することとし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合には原則として周辺部におおむね幅 30 メートル以上の残置森林または造成森林（おおむね 30 メートル以上の幅のうち一部または全部は残置森林）を配置することとする。また、りょう線の一

		<p>体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。</p> <p>2 開発行為に係る1か所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林または造成森林を配置する。</p>
--	--	--

(注)

- 1 「残置森林率」とは、残置森林（残置する森林）のうち若齢林（15年生以下の森林）を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。これは、森林を残置することの趣旨からして森林機能が十全に発揮されるに至らないものを同等に扱うことが適切でないことによる。
- 2 「森林率」とは、事業区域内の森林の面積に対する残置森林及び造成森林（植栽により造成する森林であって硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。）の面積の割合をいう。この場合、森林以外の土地に造林する場合も対象として差し支えないが、土壌条件、植栽方法、本数等からして林叢状態を呈しないものと見込まれるものは対象としないものとする。

4 その他配慮事項

このほか、次に掲げる事項について配慮すること

(1) 住民説明の実施等

太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為については、防災や景観の観点から、地域住民が懸念する事案があることから、申請者は、林地開発許可の申請の前に住民説明会の実施等地域住民の理解を得るための取組を実施すること。

特に、採光を確保する目的で事業区域に隣接する森林の伐採を要求する申請者と地域住民との間でトラブルが発生する事案があることから、申請者は、採光の問題を含め、長期間にわたる太陽光発電施設事業期間中に発生する可能性のある問題について、住民説明会等を通じて地域住民と話し合うこと。

当該林地開発許可申請において、以上の取組状況について報告すること。

(2) 景観への配慮について

太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為をしようとする森林の区域が、市街地、主要道路等からの良好な景観の維持に相当悪影響を及ぼす位置にあり、かつ、設置される施設の周辺に森林を残置または造成する措置を適切に講じたとしてもなお更に景観の維持のために十分な配慮が求められる場合にあつては、太陽光パネルやフレーム等について地域の景観になじむ色彩等に配慮した施行に努めること。

附則

この審査基準は、平成14年4月1日より施行する。

この審査基準は、平成17年4月1日より施行する。

この審査基準は、平成24年1月1日より施行する。

この審査基準は、平成29年12月28日より施行する。

この審査基準は、令和2年4月1日より施行する。

この審査基準は、令和2年4月1日より施行する。

この審査基準は、令和5年4月1日より施行する。

申 請 者 様

所 属 長

林地開発（計画変更）許可申請書の補正について

○年○月○日付けで申請されました林地開発（変更）許可申請書の補正について、内容を審査しましたところ、下記のとおり申請書の補正等が必要です。

よって、一旦申請書を返戻しますので補正のうえ、○年○月○日までに提出願います。

※ 1

※ 2

なお、上記期限までに必要書類等の提出が困難なときは、事前に連絡願います。提出がな
いまま長期に渡り放置された場合には、申請を取り下げられたものとして処理することが
ありますので、念のため申し添えます。

（※ 1 申請者には事前に知らせておくこと。）

（※ 2 提出期限は、この通知のおおむね 2 週間後で設定する。）

連絡先：○○森林整備事務所等

担当職員：

T E L

内線

関係市町長 様

滋 賀 県 知 事

林地開発許可申請書に対する意見について

このことについて、下記の者から別添のとおり森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づく許可申請がありましたので、同条第 6 項の規定に基づき別紙による意見を求めます。

記

- 1 許可申請者
- 2 開発行為に係る森林の所在場所
- 3 開発行為の目的
- 4 開発行為に係る森林の土地の面積

別紙

林地開発許可申請に対する意見

番 号
年 月 日

滋賀県知事

市町長 印

年 月 日付け滋 第 号で照会のあった下記の林地開発行為について、森林法第10条の2第6項の規定に基づき、別添のとおり意見を提出します。

記

1. 申請者の住所および氏名
2. 開発行為に係る森林の所在場所
3. 開発行為の目的

以上

(別添)

開発行為に関する意見

1. 当該開発行為により土砂の流出または崩壊その他の災害を発生させるおそれに関する事項（森林法第10条の2第2項第1号関連）
2. 当該開発行為により水害を発生させるおそれに関する事項（森林法第10条の2第2項第1号の2関連）
3. 当該開発行為により水の確保に著しい支障を及ぼすそれに関する事項（森林法第10条の2第2項第2号関連）
4. 当該開発行為により環境を著しく悪化させるおそれに関する事項（森林法第10条の2第2項第3号関連）

(注意事項) 1.必要に応じて参考資料を添付すること。

2.1~4 以外の事項について意見がある場合には、意見の趣旨を明らかにして参考資料を添付すること。

県要領様式第7号 林地開発許可申請調書

申請者	住 所			
	氏 名			
開発行為の目的				
開発行為に係る事業、施設の名称				
開発行為に係る事業の所在場所		市 郡	町大字	字 番地
面 積	開発行為をしようとする事業区域の面積		ha
	開発行為をしようとする森林の区域の面積		
	開発行為に係る森林の土地の面積		
開発行為をしようとする森林面積の用途別内訳	開 発 後 の 用 途	面 積	比 率	
		ha	%	
			
			
			
工 事 期 間		着 工 (年 月 日) 完 了 (年 月 日)		
所要経費	用 地 費	千円		
	工 事 費	千円		
	そ の 他	千円		
	計	千円		
開発行為をしようとする森林の現況	地 況	地形	地質	
		土壌	傾斜	
		標高		

開発行為をしようとする森林の現	林況	樹種及び混交歩合	林令			
		疎密度 疎・密・中 蓄積 m^2/ha				
	生育状況上・中・下	下層植生				
	その他					
周辺地域における住宅、農地道路、公園その他の施設の状況						
当該森林の水源のかん養機能に直接依存する地域の水需用の状況						
周辺地域の自然環境および生活環境の状況						
過去における森林に対する公共投資の状況						
他法令等との関連 (該当を○で囲むこと)	採石法第33条認可	要	認可見込み	申請済	申請未済	不要
	砂利採取法16条認可	要	認可見込み	申請済	申請未済	不要
	河川法第20条許可	要	認可見込み	申請済	申請未済	不要
	宅地造成等規制法第8条第1項許可	要	認可見込み	申請済	申請未済	不要
	農地法第5条第1項許可	要	認可見込み	申請済	申請未済	不要
	農振法第15条の15許可	要	認可見込み	申請済	申請未済	不要
	都市計画法第29条(附則第4項)許可	要	認可見込み	申請済	申請未済	不要
	滋賀県自然環境保全条例23条協定締結	要	認可見込み	申請済	申請未済	不要
	その他	法令名および適用条項				
現地調査年月日						
調査者 職 氏 名						

事 項		審 査 結 果	理 由	
一 般 的 事 項	1 計画内容の具体性	有 無		
	2 開発行為に係る森林について開発行為の実施に妨げとなる権利を有するものの同意	権利の種類	有 (全部 一部) 無	
		所有権 (全部 一部)		
		地上権 (全部 一部)		
		使用承諾 (全部 一部)		
		その他 (全部 一部)		
	3 申請地に係る森林以外の土地について事業の実施に妨げとなる権利を有する者の同意	有 (全部 一部) 無		
	4 開発行為又は開発行為に係る事業の実施についての法令等の許認可等	許認可等の要否	要 不要	
		関係法令	有 無	
		手続状況	許認可済 許認可見込 申請書提出済 未提出	
5 資金関係	有 無			
6 信用状況	有 無			
7 技術の保有	有 無			
8 開発行為の規模	適 不適			
9 全体計画との関係	適 不適			
10 一時利用後における事後措置	適 不適			

事 項		審 査 結 果		理 由			
1 一 般 的 事 項	11 周辺地域の森林施業に対する配慮	適	不適				
	12 周辺地域の住民の生活、産業活動に対する配慮	適	不適				
	13 残置又は造成した森林緑地の維持管理	適	不適				
	結 論	適	不適				
2 災 害 の 防 止 ・ 法 第 10 条 の 2 第 1 号 関 係 ・	1 防災施設	計 画 の 有 無		有	無		
		計 画 の 適 否		適	不適		
	2 開発に係る被害の防止対策	開発中の対策	対 策 の 有 無		有	無	
			対 策 の ね ら い		適	不適	
			方法	水の処理	水理計算等	適	不適
					地下排水	適	不適
					表面排水	適	不適
					流末処理	適	不適
			防止	土砂流出	残土処理	適	不適
					法面保護	適	不適
					土砂流出量	適	不適
防止施設	適	不適					

			そ の 他	適 不適	
--	--	--	-------	------	--

No. 3

事 項			審 査 結 果	理 由			
2 災害の防止 ・法第10条の2第1号関係	2 開発に係る被害の防止対策	開発後の対策	対策の有無	有 無			
			対策のねらい	適 不適			
			方法	水の処理	水理計算等	適 不適	
					地下排水	適 不適	
					表面排水	適 不適	
					流末処理	適 不適	
			防止	土砂流出	残土処理	適 不適	
					法面保護	適 不適	
					土砂流出量	適 不適	
					防止施設	適 不適	
そ の 他		適 不適					
3 開発行為の施工工程		適 不適					
4 結 論		適 不適					
3 水の確保	1 飲料水、かんがい用水等の	貯水池、導水路の設置	適 不適				
		水量確保の必要性	要 不要				
	2 水質の悪化防止	水質悪化防止の必要性	要 不要				

	沈砂池等の設置	適 不適
--	---------	------

No. 4

事 項		審 査 結 果	理 由
4 環 境 の 保 全	1 残置又は造成する森林の率	適 不適	
	2 残置又は造成する森林の幅、配置	適 不適	
	3 騒音、紛塵の防止および風害防止措置	適 不適	
	4 景観の維持対策の必要性	要 不要	
	5 景観の維持に対する措置	適 不適	
	6 結 論	適 不適	
結 論		適 不適	

滋賀県知事 ○○ ○○

住 所

氏 名

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為の ○年○月○日現在の施行状況を次のとおり報告します。

許可年月日および許可番号			
森林の所在場所（施行地）			
開 発 行 為 の 目 的			
工 種	設 計 数 量	月現在出来高	進 捗 率
			%
備 考			

注1 施行状況の区分の内訳欄は、伐採工事、土工事、排水工事、法面保護工事、防災工事、その他に分けて、それぞれの設計数量、出来高数量および進捗率を記載すること。

注2 工事記録写真には、写真位置図を必ず添付すること。

県要領様式第10号

滋賀県指令〇〇第〇〇〇号

住 所
氏 名

〇年〇月〇日付けで申請のあった林地開発行為については、森林法（昭和26年法律第249号）
第10条の2の規定に基づき、次の条件を付けて許可する。

〇年〇月〇日

滋賀県知事

印

1 許可事項

- (1) 開発行為に係る森林の所在場所

- (2) 開発行為に係る森林の土地の面積

- (3) 開発行為の目的

2 条件

別表4 開発行為の許可に当たって附する条件による

県要領様式第 1 1 号

滋賀県指令〇〇第〇〇〇号

住 所
氏 名

〇年〇月〇日付けで申請のあった林地開発行為については、次の理由により許可することができません。

平成〇年〇月〇日

滋賀県知事

印

許可できない理由

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 2 項第〇号に該当する。

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、滋賀県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、滋賀県を被告として（滋賀県知事が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

県要領様式第 1 2 号 林地開発許可台帳

		整理番号		
申請者の住所および氏名				
開発行為に係る森林の所在地				
開 発 行 為 の 目 的				
申 請	受 付 年 月 日	年 月 日		
	進 達 年 月 日	年 月 日		
	事業区域全体の面積	当初	h a 変更	h a
	開発行為をしようとする森林の区域の面積	h a		
	開発行為に係る森林の土地の面積	h a		
	事業予定期間			
許 可	事業区域全体の面積	当初	h a 変更	h a
	開発行為をしようとする森林の区域の面積	h a		
	開発行為に係る森林の土地の面積	h a		
	許可年月日、許可番号			
着手届 年 月 日				
許 可 変 更	第 一 回 変 更	申請(届出)年月日		
		許可(適合通知)日・番号		
		変更の内容		
	第 二 回 変 更	申請(届出)年月日		
		許可(適合通知)日・番号		
		変更の内容		
中止届出 年 月 日		(年 月 日届出)		
再開届 年 月 日		(年 月 日届出)		
廃止届 年 月 日		(年 月 日届出)		
災害発生届 年 月 日		(年 月 日届出)		
地位承継届 年 月 日		(年 月 日届出)		
住所(氏名)異動届出年月		(年 月 日届出)		
完了 年 月 日		(年 月 日届出)	確認 通知 確認者 職・氏名	
備 考		保安林の指定解除を伴う場合または残置森林が、保安林である場合はその旨を記載すること。		

注 位置図ならびに土地利用計画を合綴すること。

計画変更対比表

項目	計画変更の有無	変更前…①	変更後…②	増 減
開発行為の目的				/
開発行為に係る森林の面積		m ²	m ²	*5ha 以上②-①、5ha 未満(②-①)/①
森林率		%	%	*②-①
沈砂池または調整池		m ³	m ³	*②-①
排水路の延長		m	m	*②-①
排水系統		/	/	/
切土量		m ³	m ³ ()	* (②-①)/①
捨土量		m ³	m ³ ()	* (②-①)/①
盛土量		m ³	m ³ ()	* (②-①)/①
開発計画の工区区分		/	/	/

注 1 変更前の数量は当初（変更）許可内容を記載すること。従って、当初（変更）許可以降の変更届による計画変更の数値等は含めないこと。

注 2 切土量、捨土量、盛土量の変更後の（ ）内には変更申請（届出）時点の残量（未施工量）を記載すること。

番 号
年 月 日

開 発 行 為 者 様

滋 賀 県 知 事

林地開発許可行為の中止（廃止、再開）届出について

○年○月○日付けで提出のあった中止（廃止、再開）届出書については承知したので通知します。

記

開 発 許 可 番 号 ・ 日 付	年 月 日 付 け 滋 賀 県 指 令 第 号
森 林 の 所 在 場 所	郡 市 町 大 字 字 番 ほ か 筆
開 発 行 為 者 の 住 所 ・ 氏 名	住 所
	氏 名
開 発 行 為 の 目 的	
中 止 （ 廃 止 、 再 開 ） 年 月 日	

番 号
年 月 日

市 町 長 様

所 長 等

林地開発許可行為の中止（廃止、再開）届出について

○年○月○日付け○○第○○号で意見提出のあった下記の林地開発行為について、別添（写）のとおり中止（廃止、再開）されたので了知願いたく通知します。

記

開 発 許 可 番 号 ・ 日 付	年 月 日 付 け 滋 賀 県 指 令 第 号
森 林 の 所 在 場 所	郡 市 町 大 字 字 番 ほか 筆
開 発 行 為 者 の 住 所 ・ 氏 名	住 所
	氏 名
開 発 行 為 の 目 的	
中 止（ 廃 止、 再 開 ） 年 月 日	

違反行為調査書

違反行為の場所		(面積 m ²)
違反行為を知るに至った経緯	通報等の年月日	
	通報者氏名・住所	
	通報等の概要	
違反行為等の内容および現地調査結果	調査者等	現地調査実施年月日
		現地調査者の職、氏名
		立会者の職、氏名
	違反行為等の内容	目的、規模
		違反行為等の着手年月日
		違反行為者等の住所氏名
		施工者の住所、氏名
	調査結果等	違反行為等の内容及び現況
		違反行為者等の申立て
	付近におよぼす影響の有無	
他の法令との関係		
発生に伴って取った措置		

(注) 現況図・写真を添付のこと。

県要領様式第17号（無許可開発の場合）

番 号
年 月 日

〇〇〇〇〇 様

所 長 等

無許可の開発行為について

あなたが〇〇市（郡）〇〇町大字〇〇地先で行っている林地開発行為は 森林法第10条の2第1項の規定に基づき許可を受けなければならないものであり、直ちに工事を中止して下さい。

なお、この勧告に従わない場合には同法第10条の3の規定による処分（命令）をする方針です。

これに対して意見があるときは、書面により弁明することができますので、下記により書面を持参のうえ来所願います。

記

1. 許可を受けなければならない理由

2. 場 所

来所願う

日 時

（参考）

（開発行為の許可）

森林法第10条の2本文 地域森林計画の対象となっている民有林（第25条の規定により指定された保安林並びに第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。）をしようとする者は、省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。

（監督処分）

森林法第10条の3 都道府県知事は、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、前条第1項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第4項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第1項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

様式第17号の2（許可条件違反の場合）

番 号
年 月 日

様

所 長 等

許可条件の違反について

あなたが〇〇市（郡）〇〇町大字〇〇地先で行っている林地開発行為は森林法第10条の2第4項の規定により平成〇年〇月〇日付滋賀県指令〇〇第〇〇号の許可に附した 条件に違反していますので、直ちに工事を中止して下さい。

なお、この勧告に従わない場合には同法第10条の3の規定による処分（命令）をする方針です。

これに対して意見があるときは、書面により弁明することができますので、下記により書面を持参のうえ来所願います。

記

1. 条件に違反している内容（具体的に記載すること。）

2. 場 所

来所願う

日 時

（参考）

（開発行為の許可）

森林法第10条の2本文 地域森林計画の対象となっている民有林（第25条の規定により指定された保安林並びに第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。）をしようとする者は、省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。

4 第一項の許可には、条件を附することができる。

（監督処分）

森林法第10条の3 都道府県知事は、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、前条第1項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した 同条第4項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第1項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

県要領様式第18号

中 止 命 令

滋賀県指令第〇〇〇号

住 所

氏 名

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の3の規定により、下記のとおり開発行為の中止を命ずる。

〇年〇月〇日

滋賀県知事名

記

1. 命令にかかる土地の所在場所

市

県

郡

町

番地

2. 命令の内容

森林における開発行為の中止

3. 理由（（1）、（2）のどちらかの理由とすること。）

（1） 森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けなければならない行為であるが、許可を受けずに開発行為を行っているため。

（2） 森林法第10条の2第4項の規定により滋賀県指令第〇〇号の許可に附した条件に違反しており、同条第2項第 号に該当すると認められるため。

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、滋賀県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、滋賀県を被告として（滋賀県知事が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審

査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

- (注) 1 理由(1)の場合は無許可開発の場合である。
2 理由(2)の場合は許可に付した条件違反の場合である。
3 条件違反の場合は具体的に内容を記載すること。

県要領様式第19号

復 旧 命 令

滋賀県指令第〇〇〇号

住 所

氏 名

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の3の規定により、開発行為に対する復旧に必要な下記の工事の施行を命ずる。

（なお、〇年〇月〇日付け滋賀県指令第〇〇号で命じた中止命令については、復旧命令にかかるものに限りこれを解除する。）

〇年〇月〇日

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事名

記

1 施行を命ずる工事の場所

県 市（郡） 町 大字 字 番地

上記土地において別に送付する位置図に示す位置

2 施行を命じる工事

(1) 工 種 数 量

(2) 工 種 数 量

・

上記の工事を別に送付する工事仕様書に従って施行すること。

3 履行期限

4 工事が完了したときは事務所長等に報告して完了検査を受けること。

5 理 由

森林法第10条の2第2項第 号に該当すると認められるため。

6 命令にかかる工事に着手したときは、遅滞なく着手届を、また工事を完了したときは完了報告書を提出すること。

(教示)

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、滋賀県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算

して6か月以内に、滋賀県を被告として（滋賀県知事が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

県要領様式第20号

復旧工事着手報告書

年 月 日

所 長 等

住 所

行為者

氏 名

○年○月○日に復旧計画書を提出しました復旧工事について、下記のとおり着手したので報告します。

記

- (1) 復旧着手年月日
- (2) 復旧行為の所在場所
- (3) 復旧の内容
- (4) 工程表

県要領様式第21号

復旧工事完了報告書

年 月 日

所 長 等

住 所

行為者

氏 名

○年○月○日に復旧計画書を提出しました復旧工事について、下記のとおり完了したので報告します。

記

- (1) 復旧完了年月日
- (2) 復旧行為の所在場所
- (3) 復旧の内容

(注) 出来高図および完了写真を添付のこと。

違反行為の所在場所	
違反行為の目的	
違反行為者住所、氏名	
年 月 日	主な経緯（行為着手年月日、他法令の許認可、用地取得の状況、および行政庁の対応の経緯等）

告 発 書

番 号
年 月 日

滋賀県警察本部生活安全部長 様
(地元警察署長)

滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県知事 氏 名 印

告 発 状

下記の被告発人は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に違反している事実が認められるので、刑事訴訟法第 239 号第 2 項の規定に基づき告発する。

記

1. 被告発人（法人）
住所
氏名
2. 犯罪となるべき事実の行われている場所および面積
 - (1) 無許可による開発行為の行われている場所
市（郡） 町 大字 字 地番
面積 ヘクタール
 - (2) 中止命令に違反して開発行為が行われた場所および面積
市（郡） 町 大字 字 地番
面積 ヘクタール
3. 違法行為の経過および措置
4. 告発する法令違反の事実
5. 罪名及び罰条
 - ①罪名
 - 1 森林法 10 条の 2 第 1 項違反
 - 2 森林法 10 条の 3 違反
 - ②罰条
 - 1 森林法 206 条第 1 号
 - 2 森林法 206 条第 2 号
6. 証拠資料（特に写真）

一 体 性 の 判 断 基 準 表

それぞれの項目について、一つ以上該当する内容がある場合には、原則として一体性があると見なす。

項目	内容	チェック
事業主体	<p>同じ事業者が開発行為を行う場合</p> <p>複数の事業者が、特定の開発目的のためにそれぞれ分担して共同で開発行為をする場合</p> <p>一つの事業者が、特定の開発目的をもつ開発行為を複数の事業者にそれぞれ分割させて行わせようとしている場合</p> <p>同一人が複数の会社役員を兼ねている場合、または、法人の名称が異なっても所在地が同一の場合</p> <p>血縁関係にある複数の者が行う開発行為である場合</p> <p>数人が共同の意思（計画の共同性が認められる）をもって開発行為を行う場合で、一つの事業主体として判断した場合</p> <p>数人が開発する場合であっても、同一請負人が開発する場合</p> <p>個々の箇所の行為者の名称などの外形が異なる場合であっても、開発行為を行う会社間の資本や雇用等の経営上のつながり、開発後の運営主体や施設等の管理者、同一森林所有者等の計画性等から同一の事業者が関わる開発行為ととらえられる場合</p> <p>相互に関連性のない事業者であっても、災害防止等の観点から共同申請する必要性が認められる場合</p>	
実施箇所	<p>地形、水の流れからみて一つの集水区域にある場合</p> <p>開発行為によって地形や水の流れが変わり、集水区域が一つとなる場合</p> <p>水利用の実態からみて受益対象が同じである場合</p> <p>箇所の異なった開発行為であっても、許可基準に定める災害防止等の観点からみて局所的な同一集水区域内で沈砂池、用排水系統を同じくする場合</p> <p>複数の事業者が連続して開発する場合で、道路、雨水排水施設、その他の施設等が供用となる場合、または、負担区分上つながりがある場合</p> <p>集水区域や受益対象が別であっても、相互の開発行為地間の平面距離が 60 m未満である場合</p>	
実施時期	<p>開発行為の時期が重複している場合</p> <p>前の開発行為が終了し、引き続き開発行為を行う場合</p> <p>前の開発行為が終了し、相当年数を経過しないで、次の開発行為をしようとする場合</p> <p>発電施設の場合は、個々の設備の設置時期や送電網への接続時期から見て一連ととらえられる計画性がある場合</p> <p>時期の異なった開発行為であっても、全体計画の一部である場合</p>	

例) 事業主体○ 実施箇所○ 実施時期○→一体性がある

事業主体○ 実施箇所○ 実施時期×→一体性がない

※時期の相当年数とは、前の開発行為が地域森林計画から除外されるまでとする。

※太陽光発電等の再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とする開発の一体性の判断に当たっては、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定情報を活用すること。